

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <https://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

町営住宅（蔵ハイツ大町／3DK メゾネットタイプ）への入居者を募集します

▶募集戸数 1戸（C棟1号）

▶募集期間

①5月16日（木）～30日（木）

②5月31日（金）～

※①の期間内に複数の申込みがあった場合は審査や抽選等により入居の決定を行います。なお、①の期間内に申込み者がいない場合は②の募集を行いますが、②の期間内は申込みがあれば終了します。希望される方は事前にお問い合わせ下さい。

▶受付時間 午前9時～午後4時（土日・祝日を除く）

▶受付場所

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
（中郷ハイツ管理事務所）

▶申込方法

入居申込書に必要な所要事項を記入の上、右記へ直接ご持参ください。

▶家賃等（月額）

家賃 38,800円～48,800円（所得により決定）

共益費 2,750円

▶入居可能日 6月中旬予定

▶申込資格

以下の条件を全て満たしている方

①同居親族（婚姻予定者も含む）を有すること

②政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額15万8千円以上48万7千円以下

③納付すべき税や料金に滞納がないこと

④申込者または同居予定者が反社会的勢力者でないこと

※入居審査により決定します。また、申込み多数で、条件等が同等の場合は抽選となります。

※募集要項および申込み用紙等は、下記事務所に準備しています。（町ホームページからもダウンロード可）

▶申込み・問合せ先

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
（中郷ハイツ管理事務所） ☎85-1831

交遊たのしい子ども教室（いけばな）受講者募集

お子さんに、日本の伝統文化「いけばな」体験はいかがですか？季節の花を生けてみましょう！

▶日程

6月～12月まで 月1回（日曜日）

午前10時～11時

※初回 6月9日（日）開級式

▶場所

秋葉山交遊館（送迎は家族の方でお願いします）

▶対象 町内の保育園年長児～小学校6年生

▶負担金 花代などの自己負担があります。

▶主催 華道 閑瀧流「香風会」

▶申込み期限 5月31日（金）

▶申込み先

香風会（下記）、創遊館、西・北部公民館

▶問合せ先

香風会（代表：清野洋子）☎：090-5355-0887

「経営所得安定対策」受付のご案内

▶期日・場所

5月21日(火) 秋葉山公遊館
5月22日(水) 西部公民館
5月23日(木) 開発センター 1階 研修室

▶受付時間 3日間とも午前9時～正午

▶交付金

○水田活用の直接支払交付金(転作部分)

出荷、販売を条件とし、証明する書類(前年度産)を提出すること

○畑作物の直接支払交付金

対象作物(大豆、そば、なたね)の出荷・販売

契約を結ぶこと

▶注意事項

集落営農組合に加入している方は代表者の方が一括して提出するため、個人での申請の必要はありません。

※ただし、水田活用の直接支払交付金(転作部分)をうける場合は申請が必要です。

▶申請締切日 6月7日(金)

▶問合せ先

農林振興課 ☎67-2114

軽自動車税納税証明書の交付について

軽自動車税の口座振替は5月31日(金)の予定です。軽自動車税を口座振替で納付された方には、6月中旬に「軽自動車税振替済通知書(※)」を発送予定です。
○5月31日～6月中旬までに窓口での証明書交付を希望される方は、納付確認のため証明書の交付に通常より時間を頂戴しております。ご了承ください。

なお、通帳で納付が確認できれば通常どおり証明書

を交付することができますので、この間に納税証明書が必要な方は、窓口で納付が確認できる通帳をお持ちいただき、申請をお願いいたします。

(※)継続検査(車検)用の納税証明書

▶申請・問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

令和元年度課税証明書等の発行について

令和元年度住民税課税等に関する証明書は、納税通知書の発送日より発行できます。納税通知書の発送日は、住民税の納付方法によって異なりますのでご注意ください。

▶課税証明書等 発行可能日

・住民税を給与からの天引き(特別徴収)で納付される方 5月16日(木)より

・上記以外(普通徴収または年金特別徴収)の方 6月14日(金)より

▶記載の日より発行できる証明書

・令和元年度課税証明書
・令和元年度非課税証明書
・令和元年度所得証明書
(平成30年分の所得の証明)

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2107

ペットは責任を持って飼いましょう

○ペットは責任を持って飼いましょう

飼い主は、動物を正しく飼い、愛情を持って最後まで育てましょう。飼育する意思がないのにエサやりをするなどの行為は、野良猫の増加等につながり近隣住民にも多大な迷惑になります。

○ペットを捨てるのは犯罪です

ペットを捨てた人には100万円以下の罰金が科せられます。

▶問合せ先 税務町民課 住民生活係 ☎67-2119